

私たちの活動や意見を
仲間で共有します
会費は県と日本平和委
員会の活動も支えます

土浦平和の会ニュース

発行：土浦平和の会
事務局：土浦市神立町2664
ホームページ：[//heiwatutiura.web.fc2.com/](http://heiwatutiura.web.fc2.com/)

戦争法案絶対阻止しよう

反対や慎重審議を求める世論がどんどん広がる安全保障関連法案ですが、国会審議の中でますます違憲性が明らかになってきています。
この戦争法案と言われるゆえんをあらためて検討してみましょう。

集団的自衛権

今回の法案は10の法律改正案と1つの法律案が一括審議対象として上程されましたが、内容的には政府が昨年7月1日に閣議決定した「集団的自衛権の行使容認」を前提としています。この集団的自衛権ですが、これまでの参考人質疑でも明らかになっているように、そもそも憲法上認められないものです。自衛隊の存在そのものが本来は憲法違反であるとする考え方がありますが、とりあえず、この問題を棚上げしても、これまで最高裁で認められているのは、必要最小限の個別的自衛権（自国が直接攻撃された時に必要最小限度に

において自国の武力で反撃する権利）であり、同盟国（アメリカ）が攻撃された時に集団的に日本が参戦する権利は一切認められていません。歴代内閣の判断もこれを踏襲してきました。

立法化条件なし

また、このような事態を今回の法案は想定していますが、これまでの国際関係において、このような事態に遭遇した事例があったかとの追及に、防衛大臣も外務大臣も具体例を示すことができませんでした。つまり、立法化の条件がすでに整っていないこの法律案は上程する資格すら失っているのです。

国連平和維持活動

今法制には、国連平和維持活動（PKO）への参加の仕方を変える法案が含まれています。自衛隊はこれまでも「憲法違反」の声を無視して海外（カンボジア、モザンビークなど）に派遣されましたが、紛争後の停戦監視や民主的選挙監視などでした。イスラエル・シリア国境のゴラン高原に派遣された時は治安悪化で撤収しています。しかし、今度の改正案

では、そのような事態でもPKO活動を続けるとされています。

武器使用の緩和

これまでも海外派兵された自衛隊には武器使用が認められていましたが、自分の身の安全が脅かされた時に限定されていました。しかし、改正案では、「任務遂行上やむを得ない場合」にまで武器使用が拡大されます。これが「殺し殺される」状況を作り出すと指摘されている危険性です。

ストップ戦争法案主な行動

- 7/17(金) 17:30～ 水戸駅集会・デモ
- 7/21(火) 18時～ 県南集会（亀城公園）
19時～ 市内パレード
- 7/24(金) 18時～ 国会包囲行動
- 7/26(日) 14時～ 国会包囲行動

詳細のお問い合わせは平和委員会・近藤
(080-1987-4050) までご連絡ください